

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月27日(月) 14時00分～15時20分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治			
副会長	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	5番	山田 清	6番 村上 正
	7番	中司 善章	8番	櫻本 訓由	9番 宗 訓親
	10番	高橋 泰登	11番	佐々木 崇	12番 村上 智彦
	13番	吉原 正紀	14番	松森 智	17番 米田 健一
	19番	渡邊 直行			

4. 農地利用最適化推進委員の出席 15人(推進委員総数18人 欠員2名)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	須山 猛	
柏原 始		向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲	

5. 議事日程

第1 議案(審議事項)

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第5条の許可事業計画変更申請について
議案第19号 非農地証明申請について

審議事項(2) 尾道市農業委員会「違反転用に係る対策方針」の改定について

審議事項(3) 「違反転用に対する是正方針」の決定について

第2 議案(報告事項)

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による転届出に対する受理について
報告第18号 農地改良届出による通知について
報告第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第3 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 作田 太
事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 木田 健太 寄高 佑介

7. 農林水産課職員

黒田 信二

8. 会議の概要

<p>議 長</p>	<p>あいさつ（省略）</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は19名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は14番・松森 智委員、15番・中司 睦枝委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は15名、欠員2名です。</p>
<p>事務局</p> <p>農林水産課</p>	<p>議題に入ります前に、本年4月1日付けで農業委員会事務局職員に人事異動がありましたので、この場で自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>〔職員 自己紹介〕</p> <p>以上で、紹介は終わりました。新体制で一年間、がんばってください</p> <p>議事に入る前に、令和8年度農林水産事業費の重点施策の説明のため、農林水産課 黒田農林振興係長が出席されていますので、これを先に行いたいと思います。</p> <p>〔農林水産課 説明〕</p> <p>ただいま、説明が終わりました。せっかくの機会ですから質疑の時間を設けます。多くの時間は取れませんが、農業委員、農地利用推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>（質疑応答・質疑なし）</p> <p>それでは、黒田係長、ありがとうございました。</p> <p>〔農林水産課、退席〕</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第15号、申請番号39番から55番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号39番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は原田町梶山田町の1筆、現況地目は畑、面積は952㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規就農者としてです。 なお、当該農地では粟と椎茸を栽培し、個人やスーパーへ販売する申請となっております。</p> <p>申請番号40番、権利の種類は期間5年間の賃借権の設定です。 申請地は木ノ庄町市原の1筆、現況地目は田、面積は1,828㎡です。 貸し渡し理由は高齢による経営縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。 申請番号39番と40番の申請については、4月9日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号41番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は271㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、譲受人は当該地へ移住し、自家消費用のソバを栽培する申請となっております。
この申請については4月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号42番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は西藤町の1筆、現況地目は畑、面積は228㎡です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用のトマト、ナス、キュウリを栽培する申請となっております。
この申請については4月3日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号43番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は御調町大田の2筆、現況地目は田、面積は合計で1,351㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は使用貸借していた農地を自己所有するためです。
なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。
この申請については、4月6日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号44番から47番までにつきましては、同一案件のため一括してご説明いたします。
権利の種類は、期限の定めがない使用貸借権の設定です。
貸し渡し理由は農業経営の規模縮小及び高齢による経営縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。

申請地は御調町貝ヶ原の計6筆、現況地目は田、面積は合計で6,989㎡です。
なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。
申請番号44番から47番までの申請については4月6日、宗委員、櫻本委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号48番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向東町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で82㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。

申請番号49番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は228㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規就農者としてです。
なお、当該農地では自家消費用の野菜、出荷用のレモングラスを栽培する申請となっております。
申請番号48番と49番の申請については、4月6日、中司善章委員、中司睦枝委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号50番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で676㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。
この申請については4月6日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号51番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島田熊町の1筆、現況地目は畑、面積は222㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。

申請番号52番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島三庄町の1筆、現況地目は畑、面積は644㎡です。
譲り渡し理由は兼業による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。
申請番号51番と52番の申請については、4月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号53番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島中庄町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で468㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用のトマト、スナップエンドウなどを栽培する申請となっております。
この申請については、4月7日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号54番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島洲江町の1筆、現況地目は畑、面積は528㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については4月8日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号55番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町高根の1筆、現況地目は畑、面積は1,158㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、4月8日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号39番から55番までの申請につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

質疑及び補足説明等のある方は挙手をしてください。

私の方から一点、54番の渡し人と受人の経営面積が全く一緒なんですけど、全く同じだったんですか？

事務局

これは、農地台帳の中で農家世帯が一緒になっていたもので、この二人が兄弟で同じ世帯なので、同じ面積になっています。

議長

分かりました。

他にありませんか。

(質疑、補足説明等なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号39番から55番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第16号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第16号、申請番号7番を議案書をもとに説明)

申請番号7番、所在は御調町下山田の計5筆、地目は田及び畑、農振農用地区域外、合計2,570㎡の転用事案です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。

以降、同様の農地を「その他2種」と説明させていただきます。

転用目的は事務所用地及び作業用地となっております。

申請人は、申請地にて養鶏事業やトマトの栽培等の事業を営まれ、以前より申請地を事業用地として利用し、事務所、作業用地、資材置場、重機車両置き場、通路等に使用しており、申請に際して顛末書が添付されております。

この申請については、4月6日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で申請代理人立ち合いのもと、現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

質疑・補足説明等のある方は挙手をしてください。

(質疑、補足説明等なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号7番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」、及び議案第18号「農地法第5条の許可事業計画変更申請について」は、関連案件があるため一括して議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請について、及び議案第18号、農地法第5条の許可事業計画変更申請について、ご説明いたします。

(議案第17号、申請番号24番から29番まで、及び議案第18号、申請番号2番を議案書をもとに説明)

申請番号24番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は西藤町の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計605㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は養魚場で、養殖場2区画建築面積216㎡が計画されています。

譲受人は、令和7年5月にも今回の申請地の隣接地にて同様の内容にて農地法第5条の規定による許可を得ており、この度規模拡大を目的に申請地を借り受け、養殖事業地として使用したいというものです。

なお、現地調査の際、ビニールハウス設置の事前着手が見られたため、転用事業者に聞き取りを行い、顛末書の提出及び許可がおりるまで設置作業の停止を指導しております。

この申請については、4月3日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号25番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は浦崎町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、314㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は宅地拡張で、家庭菜園、庭敷きが計画されています。

譲受人は東京都在住ですが、この度申請地及び隣接する宅地建物を購入され、定期的に訪れ、別荘として利用し、申請地は家庭菜園・庭敷きとして利用したいというものです。

申請番号25番については、4月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号26番は、議案第18号の申請番号2番と関連案件のため、一括して説明させていただきます。

本件は、令和8年1月27日付けにて転用期間2年間の一時転用許可をしておりますが、転用期間について、期間の定めなく賃貸借権を設定したいとの申し出があり、今回改めて農地法第5条の規定による許可申請と農地法第5条の事業計画変更を行うものです。

申請内容は、賃貸借による権利の設定です。

所在は因島田熊町の1筆、地目は畑、農振地域外、1,147㎡のうち322㎡の転用事案です。

申請地は非線引き都市計画区域用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は駐車場10区画と駐車場への進入路になります。

譲受人は、因島に本店を置くガス販売事業などを営む法人であり、この度隣接するショッピングモール内に事務所を借りることとなったため、申請地を職員用の駐車場として利用するものです。

なお、既に転用済であり、工事進捗状況報告がなされております。

申請番号26番及び事業計画変更の申請番号2番については、4月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号27番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は、因島重井町の1筆、地目は田、農振地域外、合計211㎡の転用事案です。

申請地は非線引き都市計画区域用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は駐車場用地及び資材置場用地になっております。

譲受人は申請地の隣接地の隣接地に自宅があり、駐車場2区画及び譲受人が代表を務める法人の事業用資材等の資材置場として利用していたものです。

なお、申請に際しては、既に申請地を転用済であったため、顛末書が添付されております。

申請番号27番については、4月7日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号28番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は因島洲江町の計3筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計795㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は、駐車場、庭敷き、倉庫が計画されております。

譲受人は広島市に本店を置く不動産賃貸等を営む法人で、この度隣接する宅地建物と、申請地を買い受け、リフォーム後に賃貸物件にしたいというものです。

法人の履歴事項証明書には住宅宿泊事業の記載がありましたが、民泊等の不特定多数の者が利用する施設ではないことは、申請代理人を通して確認しております。

なお、申請地の一部を既に倉庫として利用していたことから、申請に際しては、顛末書が添付されております。

申請番号29番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は因島原町の計4筆、地目は田、農振農用地区域外、合計437㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は居住用コンテナ5棟、進入路が計画されております。

譲受人は造船関係の業務を営む法人で、申請地及び申請地に隣接する共同施設を買い受け、同法人に勤務する技能実習生が寝泊まりをする居住用コンテナ5棟設置及び共同施設への進入路として利用するものです。

共同施設では、お風呂、トイレ、食堂等が設置されており、共用で使用し、居住用コンテナでは個室兼寝泊まりを行うものとして使用することです。

なお、現地調査の際、コンテナの設置の事前着手が見られたため、転用事業者代理人に聞き取りを行い、原材料高騰のため工事を急いでいたとの理由でありましたが、今後の同様の事象がないよう顛末書の提出及び指導を行っております。

申請番号28番及び29番については、4月8日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

以上で議案第17号及び第18号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

質疑・補足説明等のある方は挙手をしてください。

(質疑・補足説明等なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

議案第17号、申請番号24番から29番まで、及び議案第18号申請番号2号は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第19号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第19号 非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第19号、申請番号18番から22番までを議案書をもとに説明)

申請番号18番、原田町小原の全6筆、現況地目は山林、面積は合わせて857㎡です。

利用状況は、昭和45年頃から耕作を放棄され、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

末番の1筆については、農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外、その他の地番については、農振農用地区域内農地、都市計画区域外になりますが、現状山林化している事から、農振農用地区域から除外しても当該地域の農業振興に影響はないことから、農林水産課と協議の上、農振除外の予定です。

この申請については、4月9日、金藤委員、行廣推進委員と事務職職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号19番、御調町下山田の全3筆、現況地目は雑種地、面積は合わせて831㎡です。

利用状況は、平成8年に前所有者が相続された頃から耕作の実績はなく、大部分は法面となっており、傾斜地で農業に適さない土壌であることや、水路や石があることから、今後耕作や転用が困難な土地であり、現状は雑種地となっている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域(用途地域外)です。

この申請については、4月6日松森委員、小川推進委員と事務局職員で申請代理人立ち合いのもと現地調査を行い、雑種地に判定されました。

申請番号20番、因島田熊町の全8筆、現況地目は山林、面積は合わせて2,672㎡です。利用状況は、平成18年以前より耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域（用途地域外）です。

下から2番目以外の地番については、既に農地パトロールにて非農地判断済であり、現地調査は行わず、写真にて山林に判定されました。

非農地判断をしていない農地について、4月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号21番、因島三庄町の全2筆、現況地目は山林、面積は合わせて809㎡です。

利用状況は、平成6年に相続した頃から耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域（用途地域外）です。

この申請については、4月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号22番、因島原町の全2筆、現況地目は、上記は宅地、下記は山林、面積は356㎡です。

利用状況は、上記地番は昭和39年には建物が建築され、一体の住宅敷地として利用し、宅地となっている状況です。下記地番については、平成28年5月に非農地判断をしており、現在も雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域（用途地域外）です。

この申請については、4月8日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行い、上記地番は宅地、下記地番は山林に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

質疑・補足説明等のある方は挙手をしてください。

（質疑・補足説明等なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号18番から22番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、審議事項（2）尾道市農業委員会「違反転用に係る対応方針」の改定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは（審議事項2）「違反転用に係る対応方針」の改正について説明いたします。

（資料をもとに説明）

昨年の令和7年4月24日に定めた「違反転用に係る対応方針」について、今回2点改正させていただければと考えております。

まず一点目が、後ほど審議事項（3）でご審議いただきます〇〇〇での違反転用事案についての是正方針の決定に関連する内容になります。

これまで「違反転用に係る対応方針」の4是正方針の決定に際して、県を經由し農林水産省と協議することとしていましたが、広島県と協議する中で、農林水産省・中国四国農政局と協議することが必要という規定は特段設けられていないことが判明したため、県経由で農林水産省と協議については、必要に応じて協議するという内容に改正したいと考えております。

なお、〇〇〇での違反転用事案については、協議という形ではないものの、県経由にて農林水産省・中国四国農政局に報告、情報共有を都度行っております。

続いて二点目が、昨年、令和7年6月1日に刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等の法律が施行された事に伴い、農地法第64条及び第65条も改正され、懲役及び禁固が廃止され、これらに代えて拘禁刑に改められたことより、「違反転用に係る対応方針」の該当箇所も改正したいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

15番委員

拘禁と懲役や禁固との違いは何ですか？

事務局

すみません、きちんとお伝え出来ないので、また調べておきます。

15番委員

インターネットなどで見てみます。

事務局

調べていただけると助かります。申し訳ありません。

議長

その他ありませんか。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

本件は、原案のとおり改正することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり改正することに決しました。

議長

次に、審議事項(3)「違反転用に対する是正方針の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、審議事項(3)「違反転用に対する是正方針の決定」について説明いたします。

(資料をもとに説明)

瀬戸田町垂水、〇〇〇の農地法第5条の一時転用許可違反の事案になります。

(資料に基づき、現在の状況、今後の対応、是正方針案について説明)

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

7 番委員	(是正方針の内容について質問)
事務局	(質問に対して回答)
議長	その他ありませんか。 (質問、意見なし) 質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 本件は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定をすることに決しました。
議長	次に、報告事項に入ります。 報告第16号から第19号までを一括して審査を行います。 質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし) 質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。
議長	次に、その他に入ります。
各委員	まず各調査区での活動状況について報告があれば、挙手のうえ発言してください。 (活動状況報告：省略)
議長	次に、事務局より、その他についての説明を求めます。
事務局	(事務局 説明)
議長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。